

## 食品の放射能作業部会設置要領

### (設置)

第1条 この要領は、神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、食品の放射能作業部会（以下「作業部会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 作業部会は、食品の放射能検査に関して次の事項を所掌し、検討結果を幹事長に報告する。

- (1) 食品の放射能検査の実施に係る調整に関すること。
- (2) 食品の放射能検査に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) その他必要な施策に関すること。

### (組織)

第3条 作業部会の構成は、別表のとおりとし、作業部会の構成員は、別表の各所属において指定する職員とする。

- 2 作業部会には、作業部会長を置く。
- 3 作業部会長は、生活衛生課の職員を充てる。
- 4 作業部会長は、作業部会を招集し、総括する。
- 5 作業部会長は、必要に応じて別表に掲げる所属以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第4条 作業部会の庶務は、生活衛生課において処理する。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、作業部会長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成23年3月29日から施行する。

### 附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

環境農政局	緑政部	森林再生課
	農水産部	農業振興課、畜産課、水産課
健康医療局	生活衛生部	◎生活衛生課
教育局	指導部	保健体育課

◎：作業部会長